

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険事務情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	札幌市が行う国民健康保険の被保険者(資格喪失者も含む)、擬制世帯主(国保未加入の世帯主)及び特定同一世帯所属者(後期高齢者医療の資格取得により国民健康保険を資格喪失した者のうち、その資格喪失時点から継続して国民健康保険に加入している被保険者が同一世帯内に存在している者)	
	その必要性	正確かつ公平・公正な資格決定と給付・賦課を行うに当たり、上記の範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…市民税申告における所得情報に基づき、保険料や医療費の自己負担割合、被保険者の所得区分、自己負担限度額を把握するために保有 ② 健康・医療関係情報…保険給付(特定疾病療養受療証の交付等)、特定健診、医療費適正化業務のために保有 ③ 医療保険関係情報…国民健康保険の資格管理や各種給付、賦課、徴収等を行うために保有 ④ 児童福祉・子育て・障害者福祉関係情報…医療助成受給者について受給者の医療費を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…生活保護に関する情報に基づき、国民健康保険の資格喪失処理、保険料の減免及び各種認定証等の交付のために保有 ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…介護保険の第2号被保険者の保険料の計算及び高額介護合算療養費等の適正な支給のために保有 ⑦ 雇用・労働関係情報…非自発的失業者に対する保険料の軽減措置を行うため。また、被保険者の所得区分、自己負担限度額、労働災害情報を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑧ 年金関係情報…特別徴収による保険料の徴収の医療費を把握し各種補助金の交付申請のために保有
	全ての記録項目	別添2を参照。

⑤保有開始日		平成28年1月1日	
⑥事務担当部署		札幌市 保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保険年金課	
3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (各区の戸籍住民課、保護担当課及び保健福祉課、各市税事務所の市民税課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構その他公的年金等支払者) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市区町村) ☐ 民間事業者 (健康保険適用事業所) ☐ その他 (国保連合会)	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (システム基盤)	
③入手の時期・頻度		1 識別情報:随時(変更時等) 2 連絡先等情報:随時(変更時等) 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…随時及び月次(加入時、変更時等) ② 健康・医療関係情報…随時(変更時等) ③ 医療保険関係情報…随時(届出受理時等、変更時等) ④ 児童福祉・子育て・障害者福祉関係情報…随時(変更時等) ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…随時(保護担当課からの連絡受付時等) ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…随時(年齢到達時、届出受理時、変更時等) ⑦ 雇用・労働関係情報…随時(届出受理時等、変更時等) ⑧ 年金関係情報…随時(届出受理時等)、月次(年金給付対象者情報受理時) ⑨ 国保連合会とのデータ連携情報…日次(資格継続情報等)、月次(高額該当回数情報等)	
④入手に係る妥当性		国民健康保険の資格管理、保険給付、賦課徴収及び保健事業事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。 また、国民健康保険において被保険者資格や保険給付等の管理を都道府県単位で適切に実施するにあたり、国民健康保険法第113条の3に基づき、個人番号利用事務の一部(資格情報や給付情報の収集・整理等)を国保連合会に委託しているため、本事務の遂行において同連合会から当該情報を入手することは妥当である。なお、入手する情報は事務の遂行上、必要最小限の範囲に限定している。	
⑤本人への明示		国民健康保険法第9条及び命令第2条の表69、70、71、160項の規定による。庁内連携による入手は利用条例において明示されている。	
⑥使用目的 ※		行政運営の効率化と公平・公正な国民健康保険に関する事務のため。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	札幌市 保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保険年金課、篠路出張所	
	使用者数	<選択肢> [500人以上1,000人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
		1 資格に関する事務 ① 個人番号により本人確認を行う。 ② 申請・届出や登録された被保険者情報等から、資格の管理を行うために使用する。 ③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供に対応できるよう被保険者資格関係情報を中間サーバーに記録する。 ④ 情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、申請の審査や資格管理等を行うための基礎資料として使用する。 2 保険給付に関する事務 ① 被保険者の所得情報を基に適正な保険給付を行うために使用する。 ② 情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、各種給付の基礎情報として使用する。 ③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供に対応できるよう被保険者医療保険情報を中間サーバーに記録する。	

⑧使用方法 ※	3 保健事業に関する事務 健康・医療関係情報から特定健診や特定保健指導を行うために使用する。	
	4 保険料の賦課に関する事務 ① 被保険者の所得情報を把握し、管理するための基礎情報として使用する。 ② 被保険者の所得情報等を元に保険料の賦課を行うために使用する。 ③ 情報提供ネットワークシステムを通じて他市町村へ照会を行い、保険料計算等の基礎情報として使用する。	
	5 保険料の収納に関する事務 ① 被保険者情報と納付情報を照合し、収納管を行うための基礎情報として使用する。 ② 納付情報や賦課情報等を元に、過誤納金の還付・充当事務を行うために使用する。 ③ 口座振替等において、被保険者情報と金融機関口座情報の管理を行うために使用する。	
	6 保険料の滞納整理に関する事務 ① 滞納情報等を把握・管理し、滞納者に対する督促や催告のために使用する。 ② 滞納者の財産調査や、情報提供ネットワークシステム等を通じた他機関への資産照会・連携を行い、滞納処分を行うための基礎情報として使用する。	
	情報の突合 ※	1 個人番号カード等により、正確に本人確認をして個人番号の真正性を確認する。 2 内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	1 資格に関する事務 ・被保険者の資格取得や資格喪失の認定等 ・資格確認書等の交付等 2 保険給付に関する事務 ・各種保険給付の支給決定等 ・各種保険給付を行うための所得計算、自己負担限度額の判定等 3 保険料の賦課に関する事務 ・保険料額決定等 4 保険料の収納・滞納整理に関する事務 ・保険料の徴収 ・保険料の還付
⑨使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> (6) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		データ入力業務
①委託内容		紙媒体の情報をシステムへ取り込むため、記載された内容をデータ化する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	短期間でデータ入力業務を実施できる知識及び技術を保有する民間事業者に委託する。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()

[illegible]

		3. 後発医薬品(ジェネリック)差額通知等に関するデータ作成業務 被保険者への医療費啓発、及び各種通知書(ジェネリック差額通知、医療費通知等)の作成に伴うデータ加工・整理業務。 4. 第三者行為事案に係る損害賠償請求事務(求償事務) 交通事故等の第三者行為による給付事案に係る損害賠償請求(関係書類の受付・審査、過失割合の交渉、求償額の算定等)に関する業務。 5. 国民健康保険資格継続・高額医療費共同処理事務等 中間サーバー及び国保情報集約システム等を介した国民健康保険の資格管理(都道府県単位)及び高額療養費等の共同処理に関するシステム運用・データ連携業務。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	国民健康保険法第85条第3項において、各業務を都道府県単位で組織される国保連合会に委託することができる旨が規定されている。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		業務担当課への問い合わせ
⑥委託先名		国保連合会
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	資格継続業務及び高額該当回数回の引継業務で使用する情報集約システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など
委託事項4		国保システムの運用・保守委託
①委託内容		国保システムの運用・保守作業の実施
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	国保システムの安定した稼働のため、特定個人情報ファイルの全体をシステム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (個人情報取扱を許可している事務室内でのシステム操作)
⑤委託先名の確認方法		札幌市ホームページ入札等契約結果一覧にて公表する。
⑥委託先名		競争入札により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	・運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業 ・運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業
委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等システムにおける資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等システムにおいて、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、特定個人情報ファイルの全体について、加入者の資格履歴情報の管理を行う。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑤委託先名の確認方法		業務担当課への問い合わせ
⑥委託先名		国保連合会 (国保連合会は、国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)に再委託する)
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等システムにおける資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等システムの運用・保守業務」を含む)
委託事項6～10		
委託事項6		情報集約システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		情報集約システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部

	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、本市に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 ※国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、本市に加入資格が適用される者をいう
	その妥当性	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・国民健康保険法第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(情報集約システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		業務担当課への問い合わせ
⑥委託先名		国保連合会 (国保連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	⑦再委託の有無 ※	[☐] 再委託する [☐] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書に基づき、委託内容(業務の範囲)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)
	⑨再委託事項	情報集約システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[☐] 提供を行っている (32) 件 [☐] 移転を行っている (12) 件 [☐] 行っていない
提供先1		命令第2条の表に定める情報照会者(別紙2参照)
①法令上の根拠		命令第2条の表
②提供先における用途		命令第2条の表に定める各事務
③提供する情報		医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下、「医療保険給付関係情報」という。))であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。

	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 (	)
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度	
移転先1	保健福祉局保健所感染症総合対策課、各区保健福祉部健康・子ども課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表第27項	
②移転先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって命令第29条で定めるもの	
③移転する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって命令第29条で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	[] 庁内連携システム	[☐] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 (	)
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報に変更が発生した都度、随時	
移転先2～5		
移転先2	保健福祉局総務部保護課、各区保健福祉部保護課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表第42項	
②移転先における用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって命令第44条で定めるもの	
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって命令第44条で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	[] 庁内連携システム	[☐] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 (	)
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時	
移転先3	財政局税政部(税制課・市民税課・固定資産税課・納税指導課)、各市税事務所(納税課・市民税課・諸税課・固定資産税課)	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表第48項	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって命令第50条で定めるもの	

③移転する情報	医療保険給付関係情報であって命令第50条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時
移転先4	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表第87項
②移転先における用途	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による費用の徴収に関する事務であって命令第89条で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって命令第89条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時
移転先5	保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保険年金課、北区市民部篠路出張所
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表第115項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって命令第117条で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって命令第117条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時
移転先6～10	

移転先6	保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表第125項
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	〔 〕 庁内連携システム 〔 〕 電子メール 〔 〕 フラッシュメモリ 〔 〕 その他（ ） 〔 ○ 〕 専用線 〔 〕 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔 〕 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時
移転先7	保健福祉局高齢保健福祉部（介護保険課・高齢福祉課）、各区保健福祉部（保健福祉課・保険年金課）、北 区市民部篠路出張所
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表131項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	〔 〕 庁内連携システム 〔 〕 電子メール 〔 〕 フラッシュメモリ 〔 〕 その他（ ） 〔 ○ 〕 専用線 〔 〕 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔 〕 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時
移転先8	財政局税政部納税指導課、各市税事務所納税課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第3項別表2（第1項）
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	〔 〕 庁内連携システム 〔 〕 電子メール 〔 〕 フラッシュメモリ 〔 〕 その他（ ） 〔 ○ 〕 専用線 〔 〕 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔 〕 紙

⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時
移転先9	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第3項別表2(第9項)
②移転先における用途	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置又は立入調査に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [○] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時
移転先10	保健福祉局高齢保健福祉部(介護保険課・高齢福祉課)、各区保健福祉部(保健福祉課・保険年金課)、北 区市民部篠路出張所
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第3項別表2(第11項)
②移転先における用途	介護保険法による地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [○] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時
移転先11～15	
移転先11	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、各区保健福祉部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第3項別表2(第12項)
②移転先における用途	札幌市介護保険条例(平成12年札幌市条例第25号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時
移転先12	子ども未来局子育て支援部子育て支援課、各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第3項別表2(第29項)
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所 ※	<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。国保システム標準化後はガバメントクラウドに保存する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。国保システム標準化後はID及びパスワードによる認証に加え、FIDO規格準拠(FIDO U2FまたはFIDO2)のハードウェアMFAデバイス等による認証を必要とする。 3 データ連携用PCは、業務主管部門(「Ⅱ.2. ⑥事務担当部署」の所属長)の執務室内の施錠可能なラックで保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <オンライン申請における措置> サービス事業者が提供するクラウドサービス上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。クラウドは、事業者によりセキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	国民健康保険法ほか法令では、データ保管期間の定めはなく、各業務で過去の情報を必要とする事務処理に対応できるようにする必要があるため。
③消去方法		<札幌市における措置> 1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報は、システムにて自動判別し、消去する。 2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。 3 札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類については、外部業者による裁断処理を行う。 4. USBメモリ等の記憶媒体利用は、個人持込を禁止し管理品に限定する。貸出・返却時は所属長の承認と台帳記録、施錠管理を徹底。個人情報の運搬時は、施錠バッグ等を用い、運搬記録の作成と第三者によるデータ消去確認を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報は地方公共団体からの操作によって消去されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考		
—		